

平成 18 年 12 月 14 日

## 平成 19 年度税制改正大綱に対するコメント

社団法人 不動産協会  
理事長 岩沙 弘道  
(三井不動産㈱社長)

成長なくして財政再建なしとの基本方針の下、全体として経済活性化を志向した極めて適切な改正内容になっており、特に都市・地域再生及び国民の住生活支援のための措置が引き続き講じられていることを高く評価したい。

都市・地域再生関係では、事業用資産の買換え特例の延長が認められ、企業の事業再構築、設備投資の促進、土地の有効利用の推進にとって大いに効果的な措置として、経済活力の向上に資することを期待したい。また、都市・地域再生事業に係る特例も概ね延長されたことは、全国的な都市・地域の活性化に有効である。

住宅税制関係では、平成 19 年、20 年の入居者に住宅ローン減税の効果を確保する措置が講じられ、朗報だ。また、居住用財産の買換えによる譲渡損失の繰越控除制度等の延長、住宅の登録免許税の軽減措置の延長等々、国民の円滑な住替えや住宅取得の支援のための税制が継続されることとなった。さらに、住宅のバリアフリー改修促進税制の創設も、意義深い。

今回の税制改正を踏まえ、不動産業界としても良好な住宅・都市環境の整備に一層注力するとともに、土地・住宅市場の活性化によって、わが国経済の力強い成長に寄与するよう努めてまいりたい。

以上